

## 常陸太田市低入札価格調査判断基準

常陸太田市低入札価格調査制度実施要項（平成１１年常陸太田市告示第１００号）に規定する数値的判断基準及びその他の判断基準を次のとおり定める。

### １ 数値的判断基準

数値的判断基準による判定は、別表左欄に掲げる最低価格入札者の入札価格の積算に係る費目の額と同表右欄に掲げる数値的判断基準の額（その額に１万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を比較することにより行うものとする。この場合において、当該同表左欄に掲げる額のうち、それぞれ当該同表右欄に掲げる額に満たないものがあるときは、当該入札は当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとし、当該最低価格入札者を失格とする。

#### 別表

| 最低価格入札者の入札価格の積算に係る費目の額 | 数値的判断基準の額                                                                |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 直接工事費                  | 予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に１００分の９０（機械器具設置工事、電気工事及び電気通信工事にあつては、１００分の７５）を乗じて得た額 |
| 共通仮設費                  | 予定価格の算出の基礎となった共通仮設費の額に１００分の８０を乗じて得た額                                     |
| 現場管理費                  | 予定価格の算出の基礎となった現場管理費の額に１００分の８０を乗じて得た額                                     |
| 一般管理費等                 | 予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に１００分の３０を乗じて得た額                                    |

### ２ その他の判断基準

前項の数値的判断基準によるもののほか、次の各号の一に該当するときは、当該入札は当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとし、当該最低価格入札者を失格とする。

- （１）各種調査表が全部又は一部でも提出されないこと
- （２）入札時に提出した工事費内訳書と、各種調査表の記載内容が整合していないこと。
- （３）企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合。
- （４）工事の手抜き等による品質の低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながる恐れがあると認められる場合。

- (5) 入札金額の積算に係る数量が、設計数量を満たしていない場合
- (6) 入札金額の積算に係る材料・製品が、仕様書等に適合した品質・規格でないと認められる場合
- (7) 入札金額の積算において、建設副産物の適正な処理費用が計上されていない場合
- (8) 関係法令、仕様書、契約条件等に違反する事項があると認められる場合
- (9) 低入札価格調査において、発注者に対する合理的な説明がなされない場合
- (10) 発注者が求めるすべての資料が全て提出又は提示されない場合

### 3 適用

この基準の規定は、令和6年4月1日以後に行う常陸太田市財務規則（昭和62年規則第1号）第119条の公告に係る一般競争入札から適用する。